

2026年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2026年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2026年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P35 [問4] 2行目	昭和 <u>38</u> 年	昭和 <u>41</u> 年
P37 保険料 一人親方等	※ <u>25</u> 区分	※ <u>26</u> 区分
P39 ②特例による任意加入被保険者 対象者等要件	昭和 <u>40</u> 年	昭和 <u>50</u> 年
P 54～55 全文差し替え	<p>エ 令和<u>7</u>年度の改定率の改定</p> <p>令和<u>7</u>年度の改定の基礎となる物価変動率は<u>2.7%</u> (1.027)、名目手取り賃金変動率は<u>2.3%</u> (1.023)となった。また、調整率は<u>▲0.4%</u> (0.996)、前年度の特別調整率（キャリーオーバー分）が<u>▲0.0%</u> (1.000)となった。調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、新規裁定者・既裁定者ともに、「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが法律で定められている。</p> <p>これに、マクロ経済スライドが適用され、令和<u>7</u>年度の改定の基準は、新規裁定者（令和<u>7</u>年度の改定においては、昭和<u>33</u>年4月2日以後生まれの者）、既裁定</p>	<p>エ 令和<u>8</u>年度の改定率の改定</p> <p>令和<u>8</u>年度の改定の基礎となる物価変動率は<u>3.2%</u> (1.032)、名目手取り賃金変動率は<u>2.1%</u> (1.021)となった。また、調整率は<u>▲0.2%</u> (0.998)、前年度の特別調整率（キャリーオーバー分）が<u>▲0.0%</u> (1.000)となった。調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、新規裁定者・既裁定者ともに、「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが法律で定められている。</p> <p>これに、マクロ経済スライドが適用され、令和<u>8</u>年度の改定の基準は、新規裁定者（令和<u>8</u>年度の改定においては、昭和<u>34</u>年4月2日以後生まれの者）、既裁定</p>

	<p>者（令和7年度の改定においては、昭和33年4月1日以前生まれの者）ともに、名目手取り賃金変動率（<u>1.023</u>）×調整率（<u>0.996</u>）×前年度の基準年度以後特別調整率（<u>1.000</u>）≒<u>1.019</u>（1.9%）。このように、改定の基準が、新規裁定者・既裁定者ともに「<u>1.019</u>（1.9%）」とされたことから、令和7年度の改定率は、令和5年度に新規裁定者であった者（昭和31年4月2日以後生まれの者）は「<u>1.065</u>」（=令和6年度の改定率（<u>1.045</u>）×「<u>1.019</u>）」、令和5年度に既裁定者であった者（昭和31年4月1日以前生まれの者）は「<u>1.062</u>」（=令和6年度の改定率（<u>1.042</u>）×「<u>1.019</u>）」とされた。</p>	<p>者（令和8年度の改定においては、昭和34年4月1日以前生まれの者）ともに、名目手取り賃金変動率（<u>1.021</u>）×調整率（<u>0.998</u>）×前年度の基準年度以後特別調整率（<u>1.000</u>）≒<u>1.019</u>（1.9%）。このように、改定の基準が、新規裁定者・既裁定者ともに「<u>1.019</u>（1.9%）」とされたことから、令和8年度の改定率は、令和5年度に新規裁定者であった者（昭和31年4月2日以後生まれの者）は「<u>1.085</u>」（=令和7年度の改定率（<u>1.065</u>）×「<u>1.019</u>）」、令和5年度に既裁定者であった者（昭和31年4月1日以前生まれの者）は「<u>1.082</u>」（=令和7年度の改定率（<u>1.062</u>）×「<u>1.019</u>）」とされた。</p>
P65 典型出題 [問3]	令和7年2月3日	令和8年2月3日 (健保法 R 7改)

社労士V2026年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表

	訂正前	訂正後
P82 [問1] 問題	一般の事業について、雇用保険率が1,000分の <u>14.5</u> であり、 <u>二事業充当徴収保険率</u> が1,000分の <u>3.5</u> のとき、事業主負担は1,000分の <u>9</u> 、被保険者負担は1,000分の <u>5.5</u> となる。(雇用法R 5改)	一般の事業について、雇用保険率が1,000分の <u>13.5</u> であり、 <u>二事業費充当徴収保険率</u> が1,000分の <u>3.5</u> のとき、事業主負担は1,000分の <u>8.5</u> 、被保険者負担は1,000分の <u>5</u> となる。(雇用法R 5改)
P83 [問1] 解答	令和7年度	令和8年度
P86 ⑤ 徴収法 雇用保険率	令和7年度	令和8年度
P86 ⑤ 徴収法 雇用保険率	一般 <u>14.5/1,000</u> 農林水産・清酒製造 <u>16.5/1,000</u> 建設 <u>17.5/1,000</u>	一般 <u>13.5/1,000</u> 農林水産・清酒製造 <u>15.5/1,000</u> 建設 <u>16.5/1,000</u>
P87 健康保険法 徴収(156条)3行	一般保険料額	一般保険料等額

P.98 主要な法律の国庫負担・国庫補助の表の、「失業等給付に要する費用」「育児休業等給付」を差し替えてください。

失業等 給付に要 する費用	①求職者給付（②③及び④を除く）	40分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は4分の1）※1
	②広域延長給付を受ける者の求職者給付	30分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は3分の1）
	③日雇労働求職者給付金	30分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は3分の1）
	④高年齢求職者給付金	国庫負担なし
	⑤就職促進給付	国庫負担なし
	⑥教育訓練給付（教育訓練休暇給付金に限る）	40分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は4分の1）
	⑦教育訓練給付（教育訓練休暇給付金を除く）	国庫負担なし
	⑧雇用継続給付（介護休業給付金に限る）	8分の1 注②
	⑨高年齢雇用継続給付	国庫負担なし
育児休業 等給付	育児休業給付	8分の1
	出生後休業支援給付・育児時短就業給付に要する費用、これらの給付に関する事務の執行に要する経費	子ども・子育て支援納付金（令和8～10年度は子ども・子育て支援特例公債の発行収入金）※2

社労士V2026年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P158 6行目	認定対象者が19歳以上23歳未満である場合、	認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合、
P160 ◆保険料納付要件 特例	初診日が令和8年	初診日が令和18年
P165 典型出題 下段	令和6年	令和8年
P165 典型出題 下段	端数処理した816,000円の	端数処理した847,300円の
P187 ①被保険者が死亡した場合 労災法 支給額	31万5,000円＋給付基礎日額の30日分	33万円＋給付基礎日額の30日分
P188 典型出題-労災法-	〔問〕 葬祭料の額は、31万	〔問〕 葬祭料の額は、33万円

〔問〕	5,000円に・・・	に・・・
P188 典型出題-労災法- 解答	葬祭料の額は、 <u>31万5,000円</u> に・・・	葬祭料の額は、 <u>33万円</u> に・・・
P198 厚年法 〔問1〕	・・・死亡日が令和 <u>8</u> 年4月1 日前に・・・	・・・死亡日が令和 <u>18</u> 年4月1 日前に・・・
P236 ◆国民年金 年 月日別整理	令 <u>8.4.1</u> 前に死亡日がある 場合	令 <u>18.4.1</u> 前に死亡日がある場 合
P237 ◆厚生年金保険 法 年月日別整理	令 <u>8.4.1</u> 前に死亡日がある 場合	令 <u>18.4.1</u> 前に死亡日がある場 合
P245 ①在職老齢年金 表組注	※支給停止調整額 <u>62</u> 万円	※支給停止調整額 <u>65</u> 万円
P245～246 問1	老齢厚生年金の基本月額が <u>10</u> 万円・・・	老齢厚生年金の基本月額が <u>13</u> 万 円・・・
P253 支給額 4か所	<u>85,490</u> 円 (<u>42,700</u> 円)	<u>90,790</u> 円 (<u>45,400</u> 円)
P279 特例一時金 支 給額	基本手当の日額の30日(※ 2)分に相当する額ただし・・・	基本手当の日額の30日(※2) 分に相当する額。ただし・・・
P295 高年齢雇用継続給 付 支給額 ※下から4 行目	・・・出生時育児休業給付金の 支給を受けることができる休業 をしなかった月・・・	・・・出生時育児休業給付金の支 給を受けることができる休業及 び教育訓練休暇給付金の支給を 受けることができる休暇の取得 をしなかった月・・・